

新潟県病院局管理規程第11号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年7月1日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県立病院の料金に関する規程（昭和39年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(料金) 別表（第2条関係） 1~9(略)	(料金) 別表（第2条関係） 1~9(略)
10 健康診断料 (1)・(2) (略) (3) 特殊健康診断料 ア ~ウ (略) エ 希少性疾患スクリーニング検査料 1人につき <u>6,300円</u> オ (略) (4) (略)	10 健康診断料 (1)・(2) (略) (3) 特殊健康診断料 ア ~ウ (略) エ 希少性疾患スクリーニング検査料 1人につき <u>9,000円</u> オ (略) (4) (略)
11~41 (略)	11~41 (略)
備考 (略)	備考 (略)

附 則

- この規程は、令和7年7月1日から施行する。
- 改正後の希少性疾患スクリーニング検査料に係る規定は、令和7年7月1日以降に生まれた児の検査に係る料金について適用し、同日前に生まれた児の検査に係る料金については、なお従前の例による。